

秋スポ少 9
令和2年4月20日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県体育協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原 幸成
(公印省略)

県の緊急事態措置に伴うスポーツ少年団活動の休止について(依頼)

政府の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、県は17日、不要不急の外出自粛の要請や学校の休校等の方針を示した「緊急事態措置」を実施しました。

このことを受け、秋田県スポーツ少年団では、スポーツ少年団活動を、5月6日(水)まで全県一斉に休止することにいたしました。

つきましては、本方針に対して御理解・御協力くださるようお願いするとともに、貴管下の各単位団関係者に対して速やかに周知し、本方針が徹底されるよう御配意をお願い申し上げます。

なお、令和2年4月15日付け秋スポ少7で通知した①他市町村のスポ少活動へ参加しないこと(他市町村からの団員の参加を控えさせること)、及び②スポ少活動は自団での活動とし、他団との交流試合等を行わないことの措置については、5月7日(木)以降の活動再開後も、当面の間継続することとします。

また、今後の状況変化により、5月7日以降の活動休止の延長がある場合には、本団からあらためて連絡いたします。

○スポーツ少年団活動の休止について

スポーツ少年団活動を、5月6日(水)まで全県一斉に休止する。

〈本件の担当〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：富 樫，二階堂
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752